

明治期における 極東ロシアへの日本人移民にみる渡航過程

—長崎県「旅券下附伺」の分析を中心に—

半 田 美 穂

I. はじめに

- (1) 研究の目的
- (2) 先行研究
- (3) 分析資料

II. 極東ロシアの日本人移民

III. 「旅券下附伺」にみる日本人移民の渡航状況

- (1) 長崎県からの旅券下付者の渡航先
- (2) 長崎県からの旅券下付者の渡航目的

IV. むすびにかえて

I. はじめに

(1) 研究の目的

19世紀後半、西欧列強はアジアにおける覇権を強め、勢力圏拡大を競いながら東南アジアの各港に植民地都市を建設していた。そこでは、すでに禁止されていた黒人奴隷に代わる労働力が必要とされ、人やモノが海を越え国境を越えて移動していた。1866（慶応2）年の日本の開国は、そうした国際情勢のなかで起きた出来事であったと言える。明治以降の日本では、海外移民や北海道への開拓移民等、人口の国際移動と国内移動の双方がみられた。1868（明治元）年には、ハワイ、グアム等への日本人の集団による契約移民が始まっている¹⁾。1868（明治元）年から1941（昭

和16）年までの74年間における日本からの海外移住者数は約77万6千人にのぼる²⁾。

海外渡航をめぐる個人と国家を関係づけているものの一つに「外国旅券」がある。16世紀から17世紀にかけてのヨーロッパにおいて、人の国家間移動のために必要な書類として誕生したと言われる「旅券」は、人の移動を「監視」し、出国を「規制」という目的で作られた³⁾。この「旅券」によって、人々は移動に対する国家の規制を受けると同時に、海外へ渡航する自由を得ている。日本においても、幕末の「海外渡航差許布告」⁴⁾（1866年）以来、その名称は変化しつつも、「外国旅券」が存在している。

本稿は、長崎県の旅券下付記録である「旅券下附伺」⁵⁾を用いて極東ロシアへの日本人移民の渡航過程の一端を明らかにすることを目的とする。本稿で取り上げる移民⁶⁾は、主に明治期に極東ロシアへ渡航した日本人である。極東ロシアへの日本人の移住に関する問題は、移民の出身地における状況、日本から極東ロシアへの渡航過程、渡航後の極東ロシアにおける定住過程という3つの段階に整理できる。本稿では、このうち2段階目にあたる渡航過程に関して、日本人がいつ、どのような目的で、どこを目指して渡航したのかについて明らかにしていく。極東ロシアへ渡航

キーワード：極東ロシア、日本人移民、長崎県、旅券

した日本人の出身地は九州地方に偏っており、なかでも長崎県が最多である⁷⁾。そこで、日本人の極東ロシアへの渡航過程について、長崎県の旅券下付記録をもとに分析を試みる。

本稿では、まず極東ロシアの日本人移民に関する時期区分を行い、それに基づいて極東ロシアにおける日本人移民の状況を概観し、続いて、「旅券下附伺」に記載されている極東ロシアへの日本人の渡航者数、渡航先、渡航目的等の情報を集計したデータをもとに日本人移民の渡航状況を分析する。

(2) 先行研究

第二次世界大戦前の日本人海外移民に関する研究は、地理学、歴史学、社会学、文化人類学等、様々な分野で行われてきた。ただ、ハワイや南米など南方における日本人移民を対象としたものに比べ、ロシアなど北方地域の日本人移民に関する研究は少ない。極東ロシアの日本人移民に関する近年の代表的研究としては、極東ロシアの中国人、朝鮮人、日本人移民の比較を行ったI.R.サヴェリエフの研究が挙げられる⁸⁾。また、極東ロシアの日本人売春婦に関する研究も行われている⁹⁾。極東ロシアの日本人移民に関する先行研究は、渡航後の日本人移民の定住過程に関するものが多く、移民の出身地に関する研究は一部行われている¹⁰⁾ものの、渡航過程に関する研究はほとんどみられない。そのため、一次資料に基づいた渡航過程の分析が必要であると思われる。

(3) 分析資料

本稿で用いた資料は、1906（明治39）年に長崎県外事課によって作成された旅券下付記録「旅券下附伺」である。この「旅券下附伺」は、長崎県における旅券下付状況を中央政府へ報告するために作成された資料と考えられる。同年に、同じく長崎県外事課によって「外国旅券返納紛失届に関する書類」、「各府

県ヨリ外国旅券不下付人名通知ニ関スル書類」という旅券関係記録が作成されているが、この年以外の旅券関係記録は見つかっておらず¹¹⁾、1906（明治39）年に限ってこれらの旅券関係記録が作成された可能性が高い。また、他県において、同様の記録は今のところ見つかっていない。そのため、どのような経緯と意図をもって長崎県外事課がこれらの旅券関係記録を作成したのかについては、さらに調査が必要である。「旅券下附伺」には、1906（明治39）年の1年間に長崎県において旅券を下付された約2千人の氏名、渡航先、渡航目的が記されている。以下では、「旅券下附伺」に記載されているこれらの旅券下付者の情報から、長崎県から極東ロシアへの旅券下付者数と渡航先、渡航目的について、とくに女性に注目して分析を試みた。

II. 極東ロシアの日本人移民

現在のロシア沿海地方¹²⁾が正式にロシア領に編入されたのは19世紀以降のことであり¹³⁾、それ以前のロシア沿海州は、原住民や清国人等の様々な民族が共存する地域であった。当時、イギリスをはじめとする西欧列強は、海を越えた進出によって東南アジア、清国における影響力を強めており、ロシアはそうした西欧列強の極東地域への進出を懸念していた。ロシアは太平洋への出口としての沿海州への進出と極東地域に対するロシア領有を主張するため、極東開発に着手した。19世紀後半からロシアによる開発が始まった極東ロシア地域における最大の問題は、絶対的な労働力不足であった。ロシア政府は、ロシア国内で極東ロシア地域への農業移民政策を実施するが、ロシア中央からの地理的遠隔性や国内移住の困難さによる慢性的な労働力不足に悩まされていた¹⁴⁾。そのため、ロシア政府は国内からの農業移民に加え、清国、朝鮮など近隣諸国からの移民受入政策を行っている¹⁵⁾。

日本人移民が最初に極東ロシアに現れたの

は、幕末の1860年代であったと言われている¹⁶⁾。1864（元治元）年、ロシア政府から幕府に対し移民募集の依頼があり、それに応じて1866（慶応2）年、幕府はロシア領事から要望されていたシベリア開発の移民募集について、それまでの不許可の方針を検討対象に変更した¹⁷⁾。そして、シベリア鉄道敷設工事が1891年に開始されると、日本からの建設関係労働者の出稼ぎ移民が増加し、鉄道建設等の集団による契約移民も数回にわたり渡航した¹⁸⁾。

極東ロシアの日本人移民の状況を概観し、その動向を特徴づけるため、極東ロシアの日本人移民をめぐる時期区分を設定した。時期区分に当たっては、日露戦争（1904-1905年）とロシア革命（1917年）の二つの出来事に注目し、以下のように区分した。

- 第一期：幕末の開国期から日露戦争まで（1866～1904年）
- 第二期：日露戦争後からロシア革命まで（1905～1917年）
- 第三期：ロシア革命後から日本人の引き揚げまで（1918～1930年代）

極東ロシアにおける日本人移民の歴史は、幕末の開国期に始まり、日露戦争、ロシア革命を経てシベリア出兵日本軍の沿海州からの撤退とその後の日本人引き揚げの時期まで半世紀以上にわたっている。ロシアに渡航後の日本人は、極東ロシアの諸都市に同業者集団から成る「日本居留民会¹⁹⁾」を組織し、日本人社会を形成していた。極東ロシアに3か月以上滞在する日本人は、この「日本居留民会」の会員になる義務を負っていた²⁰⁾。また、ロシアで日本人が最も多く在留していたウラジオストクには、西本願寺や日本人小学校が存在しており、それらは日本人社会の中心的役割を果たしていたと思われる²¹⁾。極東ロシアの日本人移民は、全体的に男女比がほぼ同等、あるいは女性が男性より多い傾向にあることが特徴的である。在留日本人数は日露戦争直後の1906年頃とシベリア出兵時の1920年前後がピークとなっている（図1）。当時、ロシアに6か月以上滞在する日本人は、日本の旅券に基づいてロシアの地方行政政府から発行される「居住券（билет）」を取得する必要があった²²⁾。

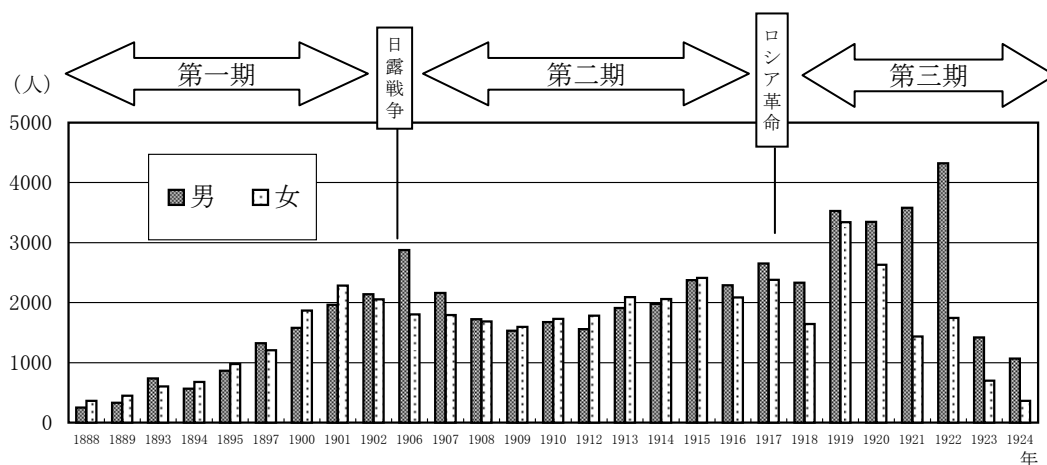


図1 極東ロシアの日本人数の推移

資料：外交史料7.1.5.4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第1～9巻により作成。
 注：1890-1892年，1896年，1898年，1903-1905年，1911年のデータが欠如しているため、
 図中の統計年は等間隔ではない。

時期区分の第一期にあたる1895年から1896年にかけてウラジオストク及びブラゴヴェシチェンスクにおいて「居住券」を取得した日本人153人の年齢構成をみると、男女とも20代が最多であり、とくに10～20代は女性が多く、30～40代は男性が多数を占めている(図2)。極東ロシアの日本人の平均年齢は、男性に比べ女性の方が低いことが分かる。

19世紀後半から20世紀初頭の極東ロシアには、原住民のほかロシア人、清国人、朝鮮人、日本人、西欧人が在住していた。1897年の第1回全ロシア国勢調査によれば、極東ロシアの全人口43万人の内訳は清国人約4万3千人、朝鮮人約2万6千人、そして日本人約2,300人であり、その他はロシア人、原住民、西欧人であった(表1)。ただし、アジア人移民の中には季節労働者が多かったにもかかわらず、彼らは統計には表れておらず、夏期の季節労働者を含めたアジア人移民数はロシア人の数に匹敵する²³⁾。ロシア政府による極東ロシアへのロシア人移民政策だけでは労働力不足が解決できず、極東ロシアにおける清国人、朝鮮人、日本人移民は、ウラジオストクをはじめとする極東ロシア開拓及び都市建設のために不可欠な存在となっていた。極東ロシアにおいて、清国人、朝鮮人に比べ日本人

表1 極東ロシアの人口構成 (人)

年	全人口	アジア人			
		清国人	朝鮮人	日本人	合計
1860	70,000	11,370	—	—	—
1870	—	12,297	3,321	50	15,668
1880	140,000	17,128	8,768	271	26,167
1890	716,000	28,276	12,856	603	41,735
1897	430,000	42,823	26,100	2,291	71,214
1911	855,000	94,124	38,293	4,500	136,917
1912	937,000	91,300	60,800	4,200	156,300
1916	1,509,200	78,100	60,300	4,900	143,300
1917	1,087,600	—	45,718	5,001	—
1926	1,281,000	20,000	132,997	657	153,654

資料：I.R. サヴェリエフ『移民と国家』205頁、所収の表より引用(一部改変)。

は少なかったものの、商業分野においては比較的日本人に参入の余地があった²⁴⁾。1903年当時、ウラジオストクには日本人商店が58軒あった²⁵⁾が、1904年の日露開戦により、極東ロシアの日本人移民の大部分は引き揚げている²⁶⁾。

第二期は、日露戦争後の日本国内の経済不況等により、日本人の海外移民が一時的に急増した時期であった。日露戦争により極東ロシアから引き揚げた移民の再渡航や、いわゆる「一旗組み」も増加した。日露戦争後、ロシアの地方行政は、極東ロシアにおける日本人の経済活動については好意的でありながらも、他方では、極東ロシアの日本人移民の大部分が祖国のための諜報活動に携わっているか、あるいは携わる可能性があるとして警戒するようになっていた一面もうかがえる²⁷⁾。

ロシアの日本人移民は、概ねイルクーツク以東の諸都市に在留しており、1906年の極東ロシア在留日本人総計4,692人のうち70%以上が極東ロシア最大の都市ウラジオストクに在住していた(表2、図3)。1906年の極東ロシアの日本人の男女比は、ウラジオストクでは男性の割合が高くなっているものの、ウラ

(人)

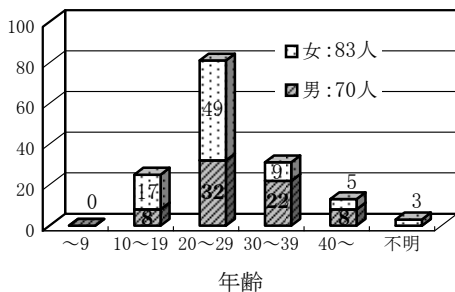


図2 ウラジオストク及びブラゴヴェシチェンスクにおける「居住券」取得日本人数(1895.5-1896.9)

資料：РГИА ДВ.Ф.1.Оп.1.Д.1488(ロシア国立極東歴史公文書館所蔵)により作成。

表2 極東ロシアの都市別日本人数(1906年)

都市名	戸数	男性	女性	合計	%
ウラジオストク	221	2,266	1,064	3,330	71.0
ニコリスク	57	154	183	337	7.2
ハバロフスク	49	141	191	332	7.1
ブラゴヴェシチェンスク	40	113	153	266	5.7
ニコラエフスク	22	95	92	187	4.0
チタ	13	34	45	79	1.7
ノヴォキエフスク	6	27	21	48	1.0
イマン	3	13	25	38	0.8
スレチェンスク	4	13	13	26	0.6
スパスク	3	10	14	24	0.5
アレクサンドロフスク・サハリンスキー	2	14	1	15	0.3
イルクーツク	—	10	0	10	0.2
合計	420	2,890	1,802	4,692	100

資料：外交史料7.1.5.4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第5巻により作成。

注1：イルクーツクは「約10人」とされている。

注2：地名は当時のものを使用している。

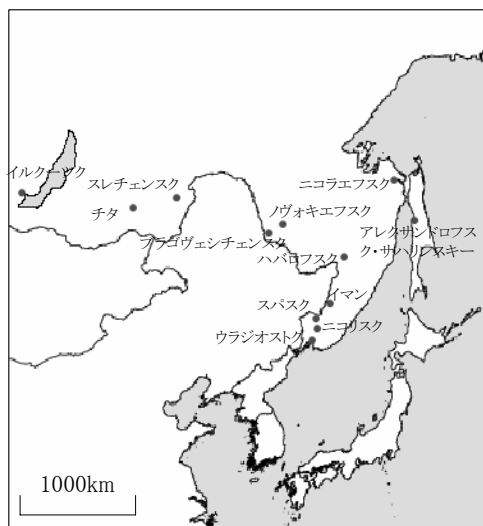


図3 明治期の極東ロシアにおける日本人の主な在留地

資料：外交史料7.1.5.4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」をもとに作成。

注：地名は当時のものを使用し、国境線は現在のものを用いている。

ジオストクを除くほとんどの都市において、女性の割合がほぼ同等あるいは男性より高い

傾向にある。外務省記録²⁸⁾によると、極東ロシアの日本人の職業は、男性は「雑業」、「雑貨商」、「大工」、「貸席」、「洗濯業」が多く、女性は「貸席」、「雑業」、「奉公人」、「雑貨商」が多くなっている(表3)。男女ともに高い割合を示している「貸席」は、「貸座敷」とも呼ばれ、日本国内では公娼の売春宿を指していた。「貸席」には、売春宿の経営者及びそこに雇われた売春婦が含まれるものと考えられる。女性の「貸席」は、全体の50%近くを占め、極東ロシアには日本人海外売春婦、いわゆる「からゆきさん²⁹⁾」が多かったことを示している。当時、日本人海外売春婦は世界各地でみられ、日本の社会問題の一つとなっていた。極東ロシアにおける日本人売春婦の存在は、当該地域における日本人移民の歴史の初期段階から見受けられ、日露戦争後やシベリア出兵後に急増している³⁰⁾。1906

表3 極東ロシア在留日本人の職業別人口(1906年)

職業	男性		女性	
	人	%	人	%
雑業	937	32.4	316	17.5
雑貨商	480	16.6	92	5.1
大工	255	8.8	44	2.4
貸席	241	8.3	860	47.7
洗濯業	222	7.7	86	4.8
理髪職	113	3.9	28	1.6
奉公人	110	3.8	140	7.8
旅館	98	3.4	19	1.1
時計職	77	2.7	10	0.6
医師	46	1.6	20	1.1
漁業	45	1.6	3	0.2
写真職	42	1.5	8	0.4
官吏	6	0.2	3	0.2
その他	208	7.2	173	9.6
不明	10	0.3	0	0.0
合計	2,890	100.0	1,802	100.0

資料：外交史料7.1.5.4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第5巻により作成。

注：チタの「貸席」は「料理店」を含む。

年のウラジオストクには貸座敷が35軒、そこに従事する日本人売春婦が約400人存在していた³¹⁾。「奉公人」に属し、ロシア人家庭に雇われた「子守」や「家政婦」としての日本人女性は、真面目さと几帳面さで評判が高かったと言われている³²⁾。本稿の分析資料である「旅券下附伺」は、この第二期にあたる1906年の日本人移民の渡航状況を記録している。

第三期の1917年以降、ロシア革命の波が極東ロシアへも押し寄せ、極東ロシアの日本人移民の社会状況にも影響を与えた。「貸席」について言えば、ロシア革命によってロシア国内の法制度が改正され、売春に関する規制が強化された³³⁾。その一方で、シベリア出兵を機に「からゆきさん」は日本軍の管理下に置かれ、シベリア干涉軍に利用される状況が生まれた³⁴⁾。1922年のシベリア出兵日本軍の

ウラジオストクからの撤退と、在ウラジオストク日本総領事館の閉鎖に伴い、次第に日本人移民も引き揚げていく。ただ、1922年以降も極東ロシアの日本人移民は少なからず存在しており、ウラジオストクには600～700人前後の日本人が在留していた³⁵⁾。

現在のウラジオストクには、当時の旧日本人街の面影を残す建物や日本人商店跡、娼館跡と思われる建物が残されており、ハバロフスクには日本人が経営していたホテルの建物等が残されている。

Ⅲ. 「旅券下附伺」にみる日本人移民の渡航状況

(1) 長崎県からの旅券下付者の渡航先

1906（明治39）年の長崎県における旅券下付者数は2,021人である（表4）。ただし、当

表4 長崎県からの渡航先別旅券下付数(1906年)

渡航先	男性		女性		不明(人)	合計	
	人	%	人	%		人	%
ロシア	925	73.2	483	64.5	5	1,413	69.9
ハルビン	136	10.8	11	1.5	0	147	7.3
清国	43	3.4	91	12.1	0	134	6.6
英領マレー	29	2.3	42	5.6	0	71	3.5
蘭領東インド	17	1.3	31	4.1	0	48	2.4
アメリカ合衆国(北米)	32	2.5	10	1.3	0	42	2.1
英領香港	16	1.3	21	2.8	0	37	1.8
米領マニラ	13	1.0	19	2.5	0	32	1.6
仏領インドシナ	16	1.3	12	1.6	0	28	1.4
英領インド	5	0.4	5	0.7	0	10	0.5
英領カナダ	6	0.5	1	0.1	0	7	0.3
米領マレー	4	0.3	2	0.3	0	6	0.3
タタール	2	0.2	3	0.4	0	5	0.2
満州	1	0.1	4	0.5	0	5	0.2
オーストラリア(木曜島)	3	0.2	2	0.3	0	5	0.2
南米(ブラジル, ボリビア)	0	0.0	3	0.4	0	3	0.1
イギリス	2	0.2	1	0.1	0	3	0.1
ドイツ	0	0.0	1	0.1	0	1	0.0
アフリカ	0	0.0	1	0.1	0	1	0.0
複数国・地域	10	0.8	2	0.3	4	16	0.8
不明	3	0.2	4	0.5	0	7	0.3
合計	1,263	100.0	749	100.0	9	2,021	100.0

資料：「旅券下附伺 明治39年」により作成。

時の海外渡航者の全てが旅券下付申請を行っているわけではなく、従って「旅券下附伺」に必ずしも海外渡航者の全てが記録されているわけではない。なぜなら、1878（明治11）年の「海外旅券規則³⁶⁾」制定以降、渡航先で旅券下付申請を行うことにより渡航の際の旅券携帯が義務付けられなくなった。また、1901（明治34）年以降の朝鮮・清国への旅券下付者数については「長崎県統計書」にもほとんど記載されていない³⁷⁾。さらに、当時の海外渡航に際し、ロシア行きに限らず密航が頻繁に行われていたことが分かる。長崎県内の密航検挙者数をみると、1901年の密航検挙者の密航先はウラジオストクが最も多く117人にのぼっている（表5）。つまり、「旅券下附伺」にみる旅券下付者数そのまま1906年の海外渡航者数を表しているわけではない。

「旅券下附伺」にみる旅券下付者の渡航先は、ロシアが1,413人と最も多く、全体の約70%を占め男性の約73%、女性の約65%がロ

シアへの旅券下付者である³⁸⁾（表4）。ロシアに次ぐ渡航先は、ハワイ、清国の順となるが、その割合はいずれも10%未満である。

男女それぞれの渡航先には、ある傾向がみられる。男性の旅券下付者の渡航先は、ロシア、ハワイ、アメリカ合衆国（北米）の3地域で全体の約87%を占める。一方、女性の旅券下付者の渡航先は、ロシア、清国、英領マレーの3地域で全体の約82%を占める。男女ともに最大の渡航先であるロシアについてみると、その男女比は男性約66%、女性約34%である。全体で2番目に多い渡航先であるハワイへの旅券下付者は、男性147人に対し女性はわずか11人にすぎず、ハワイへの旅券下付者は男性が大半を占めていることが分かる。また、アメリカ合衆国（北米）についても、男性32人に対し女性10人であり、男性が多くなっている。清国への旅券下付者は女性91人に対し男性43人であり、女性が多くなっている。英領マレー、蘭領東インド、英領香港、米領マニラ等、東南アジアの欧米植民地への旅券下付者についても女性が多い傾向にある。明治・大正期の外国における女性の労働は、男性より職業選択の余地が少なかったことは想像に難くない。それにもかかわらず、上述のように長崎県からの日本人の渡航先には、男性より女性の割合が高い国や地域がみられた。女性の割合が高いこれらの渡航先は、当時、日本の社会問題の一つとなっていた日本人海外売春婦との関連を想起させる。女性の割合が高い渡航先である極東ロシア、中国、東南アジアの欧米植民地等は、「からゆきさん」の存在がこれまでもしばしば語られてきた地域と重なっている。

「旅券下附伺」によると、長崎県からロシアへの都市別渡航先は、バイカル湖以東のシベリア及び極東ロシアに偏っており、なかでもウラジオストクが最も多く、全体の約87%を占めている（表6）。ウラジオストクへの旅券下付者の男女比は、男性68%、女性32%

表5 長崎県からの密航検挙者数(1900・1901年)
(人)

密航未遂者の目的地	1900年	1901年
香 港	111	47
ウ ラ ジ オ ス ト ク	48	117
旅 順	33	68
シ ン ガ ポ ー ル	12	19
朝 鮮	5	16
上 海	4	4
サ イ ゴ ン	3	0
ピ ナ ン	3	3
ア メ リ カ	0	6
オ ー ス ト ラ リ ア	0	6
オ ラ ン ダ	0	3
清 国	0	2
マ ニ ラ	0	14
そ の 他	1	0
合 計	220	305

資料：「長崎県統計書」明治33・34年により作成。
注：目的地の国名・地名の表記は引用元資料に基づく。

表6 長崎県からロシアへの都市別旅券下付数(1906年)

渡航先	男性		女性		不明(人)	合計	
	人	%	人	%		人	%
ウラジオストク	842	90.7	395	81.8	1	1,238	87.4
ハバロフスク	39	4.2	52	10.8	0	91	6.4
ニコリスク	13	1.4	16	3.3	0	29	2.0
ニコラエフスク	11	1.2	11	2.3	4	26	1.8
ブラゴヴェシチェンスク	8	0.9	5	1.0	0	13	0.9
チタ	4	0.4	0	0.0	0	4	0.3
イマン	2	0.2	0	0.0	0	2	0.1
イルクーツク	1	0.1	1	0.2	0	2	0.1
トムスク	0	0.0	1	0.2	0	1	0.1
ノヴォキエフスク	1	0.1	0	0.0	0	1	0.1
ペテルブルク	0	0.0	1	0.2	0	1	0.1
シベリア	0	0.0	1	0.2	0	1	0.1
ロシアを含む複数国・都市	6	0.6	0	0.0	0	6	0.4
不明	1	0.1	0	0.0	0	1	0.1
ロシア合計	928	100.0	483	100.0	5	1,416	100.0

資料：「旅券下附伺 明治39年」により作成。

注：表4のロシアへの渡航者の合計が表6のロシアへの渡航者の合計よりも3人少なく表示されている理由は、表6の「ロシアを含む複数国・都市」の合計「6」人の内訳がロシア国内の複数都市への渡航者3人、ロシアを含む複数国への渡航者3人であり、表4の「複数国・地域」の合計「16」人の中に「ロシアを含む複数国・都市」の3人が含まれているためである。

となっている。ウラジオストクに次ぐ渡航先であるハバロフスク、ニコリスク、ニコラエフスクへの旅券下付者の男女比は、女性が男性とほぼ同数あるいは女性の方が比較的多い傾向にある。ロシアへの渡航者に女性が多い理由は、表3で見たように、渡航後の女性の最大の職業が「貸席」であったことが要因のひとつであると考えることができる。しかし、先にも述べたように日露戦争後の1906年は、「一旗組み」と呼ばれる商業関係者、つまり男性の渡航者が一時的に増加した時期(図1)であり、とくに商業の中心地であったウラジオストクにおいて男性の割合が高くなっている。そのため、図1に見るように、全体として男性と女性の割合が同等である明治期の極東ロシアの日本人移民の特徴を、1906年のデータのみから論じることは困難で

ある。比較可能な他年の一次資料の調査については今後の課題としたい。

(2) 長崎県からの旅券下付者の渡航目的

なぜ長崎県の旅券下付者にはロシアへの渡航者が多かったのか。その理由を、「旅券下附伺」に記載された渡航目的から分析する。ロシアへの旅券下付者の渡航目的は、男性の約53%、女性の約52%が「移民³⁹⁾」と記されており、男女ともに「移民」が最大となっている(表7・8)。ここで言う渡航目的としての「移民」とは、「移民保護規則」(1894年)及び「移民保護法」(1896年)により法的に規定された「移民」を指す。「移民保護規則」によれば、「移民と称するは労働を目的として外国に渡航する者⁴⁰⁾」とされ、「移民」に含まれる労働項目が「耕作、漁業、鉱業、土

表7 長崎県から極東ロシアへの旅券下付者の渡航目的（男性，1906年）

目 的	男 性	
	人	%
移 民	491	53.1
商 業	149	16.1
商 業 視 察 ・ 商 況 視 察	37	4.0
家 族 ・ 親 戚 と 同 行	26	2.8
写 真 業	23	2.5
漁 業	18	1.9
漁 業	18	1.9
雑 貨 商	14	1.5
医 業 ・ 医 術 開 業 ・ 助 手 等 ・ 医 業 視 察	14	1.5
古 物 商	8	0.9
商 業 手 伝	7	0.8
旅 館 業	7	0.8
薬 局 主	6	0.6
時 計 商	6	0.6
学 術 研 究 ・ 露 語 研 究 ・ 修 学	6	0.6
家 族 ・ 親 戚 の 許	5	0.5
火 夫	5	0.5
家 財 整 理	4	0.4
貸 金 請 求 ・ 金 銭 取 引	4	0.4
商 用	4	0.4
従 来 住 人 に し て 雇 主 と 同 行	3	0.3
洋 服 ・ 呉 服 ・ 反 物 商	3	0.3
鍼 灸 業	3	0.3
会 社 員 ・ 商 社 員	3	0.3
家 事 手 伝	2	0.2
青 物 商	2	0.2
売 込 商 ・ 営 業	2	0.2
材 木 商	2	0.2
通 訳	2	0.2
面 会	1	0.1
果 物 商	1	0.1
米 穀 商	1	0.1
硝 子 製 造 販 売	1	0.1
陶 器 商	1	0.1
植 木 商	1	0.1
ラ ム ネ 機 械 販 売	1	0.1
銀 行 員	1	0.1
布 教	1	0.1
船 商 業	1	0.1
見 送 り	1	0.1
そ の 他	7	0.8
不 明	33	3.6
合 計	925	100.0

資料：「旅券下附伺 明治39年」により作成。

表8 長崎県から極東ロシアへの旅券下付者の渡航目的（女性，1906年）

目 的	女 性	
	人	%
移 民	253	52.4
家 族 ・ 親 戚 と 同 行	68	14.1
家 族 ・ 親 戚 の 許	46	9.5
内 縁 の 夫 の 許	37	7.7
従 来 住 人 に し て 雇 主 と 同 行	18	3.7
商 業	16	3.3
家 事 手 伝	9	1.9
家 財 整 理	6	1.2
内 縁 の 夫 と 同 行	5	1.0
商 業 手 伝	4	0.8
雇 主 と 同 行	4	0.8
貸 金 請 求 ・ 金 銭 取 引	2	0.4
小 間 物 商	2	0.4
商 業 視 察 ・ 商 況 視 察	1	0.2
商 店 人 ・ 商 店 員	1	0.2
薬 局 主	1	0.2
面 会	1	0.2
産 婆 業	1	0.2
下 女	1	0.2
そ の 他	1	0.2
不 明	6	1.2
合 計	483	100.0

資料：「旅券下附伺 明治39年」により作成。

木、建築、運送其他各種の製造業に従事し労力を供する者。炊事、給仕等の為め家事に使役せらるる者」と定められている。その改正法にあたる「移民保護法」では、「移民と称するは、労働に従事するの目的をもって外国に渡航する者及びその家族にして之と同行し又はその所在地に渡航する者⁴⁾とされ、その労働項目は、「耕作、栽培、牧畜、漁業、鉱業、製造、土木、運搬、建築等に従事し労力を供する者。炊事、洗濯、裁縫、給仕、看病等の為め家事に使役せらるる者」と改定された。これらの法律によれば、商社員や商業関係者などは、法的意味での「移民」とは区別されていた。また、労働目的でなくとも「移民」の家族であれば、渡航の際に「移民」と称することが可能であった。「旅券下附伺」

からは、渡航目的としての「移民」の職業内訳まで知ることはできないが、渡航後の現地の職業別人口調査と比較することにより、ある程度推測できる。表3によれば、極東ロシアには農業に従事した者はいなかった。そのため、男性の「移民」は、土木・建設関係等の「労役」に従事する目的で旅券下付申請を行っていた者が多かったと考えられる。一方、女性の「移民」は男性のような「労役」ではなく、「家事手伝」もしくは「移民の家族」として旅券下付申請を行っていたものと考えられる。

「移民」以外の渡航目的では、男性の場合、商業関係が多く、商業・小売業関係は全体の約27%を占める。また、学術研究やロシア語学習などの修学目的が6人おり、当時、ロシアへの留学が行われていたことが分かる。男性の渡航目的の種類には女性と比較して2倍近い項目があり、男性は女性よりも多様な目的で渡航していたことが分かる。女性の渡航目的をみると、「家族・親戚・内縁の夫と同行」及び「家族・親戚・内縁の夫の許」が全体の約33%を占め、先の「移民」と合わせると、これら3項目で全体の約85%になる。前述したように、女性の渡航目的としての「移民」は、「家事手伝」や「移民」の家族としての渡航目的であった。しかし、表3で見たように、実際には日本人移民女性の大半が、渡航先の極東ロシアにおいて職業を有しており、その最大の職業は「貸席」であった。それにもかかわらず、「貸席」は「旅券下付伺」にみる女性の旅券下付者の渡航目的には表れていない。その理由として、次の二つの可能性が考えられる。一つは、旅券及び海外渡航に関する法制度により、「移民」及びそれ以外の女性の渡航目的のなかに「売春」目的の渡航が包括されてしまう状況が生み出されていた可能性である。1893（明治26）年の「婦女を誘惑し海外に渡航するの途を杜絶せしむ」（外務省訓令第一号）⁴²⁾は、当時、社会

問題になっていた売春目的の海外渡航を禁止した。そのため、渡航後の極東ロシアにおいて「貸席」に従事していた日本人女性は、売春を目的とする海外渡航が法的に禁止されていることは事前に認識しており、「貸席」目的の渡航でありながら、それ以外の目的で旅券申請を行っていた可能性が考えられる。もう一つは、渡航後の極東ロシアで売春に従事していた女性は、渡航前には「売春目的」ではなく他の目的を有していたにもかかわらず、渡航後に「貸席」に従事する状況が生じた可能性が考えられる。在ウラジオストク日本総領事館の外務省記録「浦塩斯徳渡航者取締雑件」によると、「当館管内に渡航する婦女子中には家事手助女奉公等を口実として初より醜業を目的とし渡航するもの有。之又最初は正業を目的とし渡航せしものと雖一度当地方に入るときは収入の多きと周囲の誘惑の甚敷に依り不良なることの知りなから不知不識の間陥落の淵に陥るもの多数有。」⁴³⁾とあり、渡航時において「貸席」という「醜業」目的を有していたか否かは、そのどちらのケースも存在していたと考えられる。いずれにしても、このような旅券申請時の渡航目的と渡航後の実際の職業との間に差異が生じている要因については、今後の調査が必要である。また、「多くは自己の欲望に出づるに非ず又貧苦の余り父兄の為に身を売るに非ず全く彼の周旋人等が徒手巨利を射んとして欺計奸策以て智慮浅薄なる幼者を誘拐するに由るものにして」⁴⁴⁾とあり、彼女たちの多くが、個人ではなく女衞と呼ばれる周旋人の仲介によって渡航していたことも、彼女たちの渡航後の職業と関係していると考えられる。

IV. むすびにかえて

本稿は、長崎県「旅券下付伺」をもとに、極東ロシアの日本人移民の最大の出身地であった長崎県から、海外移民はいつ、どのような目的で、どこを目指して渡航していたの

かについて明らかにすることを目的とした。「旅券下附伺」は、当時の日本人の海外渡航状況を知る上で重要かつ貴重な資料であると言える。

「旅券下附伺」の分析により、1906年の長崎県からの海外移民の70%以上が極東ロシアへの渡航者であったことが分かった。渡航先を国・地域別にみると、男女の渡航先には一定の傾向があることが分かった。とくに、女性が多い傾向にあった極東ロシア、中国、東南アジアの欧米植民地等の渡航先は、日本人海外売春婦の分布地域と重なる可能性が考えられる。このような渡航先と渡航目的の関係について、関連資料を分析することにより今後の研究を深めていきたい。

また、極東ロシアへの日本人移民の渡航目的は「移民」が最大であり、男性は建設労働や商業関係、女性は「家事手伝い」及び「移民」の家族が多かった。そして、旅券下付申請時の渡航目的と渡航後の日本人移民の実際の職業調査結果を比較することにより、現地での女性の最大の職業であった「貸席」が旅券下付申請の女性の渡航目的には表れていないという問題が浮かび上がってきた。これは、渡航後に「貸席」に従事していた女性たちは、渡航の際、すでに「貸席」目的を有していたか否かという問題である。渡航時の女性が実際に「貸席」目的を有していなかった場合、どのような過程で渡航後に「貸席」に従事するに至ったのか、あるいは渡航の際、実際にはすでに「貸席」目的を有していた場合、なぜそれが渡航目的として表れていないのか。このことは、当時の海外における日本人の「貸席」という職業の生成過程を考える上で重要な指標になりうると思われ、今後の課題としたい。

そして、明治期極東ロシアの日本人移民の半数近くを占めていた女性、さらにその約半数を占めていた海外売春婦に注目し、主に極東ロシア渡航後の日本人移民の定住過程に関

する研究を行っていきたいと考える。

(法政大学人文科学研究科・院生)

〔注〕

- 1) ①石川友則『日本移民の地理学的研究』、榕樹書林、1997、18頁。②大鹿武『幕末・明治のホテルと旅券』、築地書館、1987、172～173頁。
- 2) ただし、「旧満州、韓国、台湾は除く」とされている。『海外移住統計 昭和27～53年度』、国際協力事業団、1979、126～127頁。
- 3) 伊藤行紀『出入国管理における旅券の取扱いに関する研究』、法務研究報告書第72集第2号、法務総合研究所、1985、1～6頁。日本の旅券の歴史については、春田哲吉『パスポートとビザの知識』、有斐閣、1994に詳しい。
- 4) この法律により、一般国民の海外渡航が許可された。前掲1) ②143～145頁。
- 5) 「極東ロシア」の範囲について、本稿では極東ロシアの歴史教科書に依拠し、現在の沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、カムチャツカ州、マガダン州、サハリン州を含む範囲とする。さらに、本稿では日本人移民の在留が確認されている現在のザバイカリエ地方、イルクーツク州、ブリヤート共和国を「シベリア」の一部として対象地域としている。Завалишин, А.Ю., *История Дальнего Востока России в Новое и Новейшее время (середина XVII—XX век): Учебное пособие для 8-9-х классов общеобразовательных учреждений*, Частная коллекция, 2001, с. 7.
- 6) 移民の定義は一樣ではない。本稿では、移民を「外国に移り住む人」を表す「移住者」と同義に用いることとし、労働以外の目的で海外へ渡航する人々も含めた広義の移民の概念を採用する。なお、本稿のⅢ章以下で用いる括弧付きの「移民」は、「移民保護規則」及び「移民保護法」によって規定された法的意味での「移民」を表し、括弧なしの移民とは区別して使用する。

- 7) 半田美穂「極東ロシアのからゆきさんの出身地に関する一考察」, 法政大学大学院地理研究13, 2006, 11~20頁。
- 8) I.R.サヴェリエフ『移民と国家』, 御茶の水書房, 2005, 323頁。
- 9) 土岐康子「極東ロシアと日本人売春婦」, ロシア史研究57, 1995, 19~35頁。
- 10) たとえば, 福田淳子「からゆきさんのイメージと実像: 出身地, 渡航地に関する考察」, 民族社会研究1, 1998, 47~85頁。
- 11) ただし明治初期に関しては, 旅券下付申請記録として, 1868(明治元)年の『海外行御印章名前留』, 1869~1875(明治2~8)年の『海外行御印章願』, 『海外行御印章願留』, 『海外行公証願留』がある。現在, 上記の資料は全て長崎歴史文化博物館(長崎市)に所蔵されている。
- 12) 「沿海州」は1856年に創設され, 当初はウスリー川以東日本海までの地域を指した。その後, 行政区画はたびたび変更され, 1938年に新設された「沿海地方」に沿海州, ウスリー州が編入された。ロシア科学アカデミー極東支部歴史・考古・民族学研究所編, 村上昌敬訳『ロシア沿海地方の歴史』, 明石書店, 2003, 167頁。Русова, Л.А., *История Российского Приморья: Учебное пособие для 8-9-х классов общеобразовательных учреждений типов*, Дальпресс, 2004, с. 55-57, 131。
- 13) 1860年, ロシアの輸送船「マンジュール」号が現在のウラジオストクの要港ゾロトイ・ローグ(金角湾)に接岸し, 同年の北京条約によって沿海州は正式にロシア領となった。また, ウラジオストクはその建設当初から欧米の外国人商人が活躍する国際都市の様相を呈していた。原暉之『ウラジオストク物語—ロシアとアジアが交わる街』, 三省堂, 1998。
- 14) Кутаков, Л.А., *Россия и Япония*, Наука, 1988, с. 192-193。
- 15) ①I.R.サヴェリエフ「極東ロシア地域における中国人・日本人—1884年~1903年の移民受入政策」, ロシア史研究69, 2001, 44~60頁。②極東ロシアの清国人移民受入政策については, Нестерова, Е.И., “Система управления иммигрантами на Дальнем Востоке (1860-1884 гг.)”, *РОССИЯ и АТР*, No.2, 2000, с.58-67。
- 16) Зайцев, Д.М., *Японская диаспора во Владивостоке и Русско-японская война 1904-1905 гг.*, ЗНАНИЕ, 2006, с.4。
- 17) 「外国奉行, 先二露国領事ビューツォフノ要望ニヨリ交渉中ノ, 本邦人ノ西比利亜渡航及雇傭ノ件ハ約ニ従イ許容スベキ旨ヲ幕府ニ稟ス」。前掲1) ②154頁。
- 18) 前掲8) 141~145頁。
- 19) ウラジオストクにおいては, 1885年までに同業者毎に組織された, いくつかの日本人の集団が作られ, 1892年にそれぞれの集団が「同盟会」という名の下に統合された。それは1895年に「同胞会」に改編され, 1902年から「日本居留民会」と呼ばれるようになった。前掲16) 12~13頁。
- 20) V.V.グラウヴェ著, 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課訳『極東露領に於ける黄色人種問題』, 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課, 1925, 179頁。
- 21) 浦潮本願寺の布教場は当初, 小学校と一体でもあり, 多くの在留邦人にとって心の拠り所として存在していた。小島勝「ウラジオストクへの日本人移民と浄土真宗本願寺派開教」(浦潮本願寺記念碑建立を支援する会編『浦潮本願寺記念誌』, 2001), 45-53頁。
- 22) ①当時のロシアの法律では, ロシア国内に6ヶ月以上滞在する外国人は現地の州庁や県庁において「居住券」を取得する必要があり, 1年ごとの更新が必要であった。外務省外交史料6.1.6.88「浦塩斯徳総領事館報告書」第2巻。②「居住券」は1年期限で発行され, これによってロシア国内であればどこでも居住する権利が与えられた。そこには宗教, 外的特徴, 年齢, 家庭状況などの個人情報が記載されているが, 多くの場合, 記載は年齢と氏名のみであり, その

- 他にロシア語から性別が特定できる。N. A. トロイツカヤ著、有泉和子訳『ロシア極東アルヒーフ文書に見られる日本及び日本人』、ロシアの中のアジア／アジアの中のロシア(Ⅲ)：21世紀OECプログラム「スラブ・ユーラシアの構築」研究報告集第17号、2006、17頁。
- 23) 前掲8) 205頁。
- 24) 前掲16) c. 4.
- 25) 前掲16) c. 11.
- 26) 前掲8) 78～82頁。
- 27) Торопов, А.А., “К истории деятельности японской диаспоры в Приморской области в начале XXв.,” *Известия РГИА ДВ*, №4, 1999, c.147-152.
- 28) 外務省外交史料7.1.5.4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第5巻、1904-1907年。
- 29) 「からゆきさん」の明確な定義はない。本稿では、公娼・私娼の別なく海外の日本人売春婦及び海外において外国人妾となった日本人女性、さらに売春婦あがりの「貸席」経営者(「抱え主」)も含めて広義の「からゆきさん」と捉えている。
- 30) 前掲7) 13頁。
- 31) 外務省外交史料6.1.6.88「浦塩斯徳総領事館報告書」第1巻、1910。
- 32) Юлия, А. В., “Формирование японской диаспоры на Дальнем Востоке России: некоторые особенности,” *РОССИЯ и АТР*, №.3, 2006, c.190-195.
- 33) 1917年のロシア革命を機にロシア国内の公娼制度が廃止された。半田美穂「極東ロシアの「からゆきさん」の創出背景—明治・大正期の国内メディアの見解と政府の対応を中心に—」、法政大学大学院地理研究14、2007、6頁。
- 34) 林博史「シベリア出兵時における日本軍と「からゆきさん」」、戦争責任研究24号、1999、18～25頁。
- 35) 1922年10月25日にシベリア出兵日本軍の沿海州からの撤兵が完了し、1923年2月にはソヴィエト政府が在ウラジオストク日本総領事館の職権及び特権を否認した。その後のウラジオストク在留日本人数は、1923年732人、1924年657人、1925年640人、1926年576人となっている。浦潮本願寺記念碑建立を支援する会『浦潮本願寺記念誌』、2001、62頁。
- 36) 1878(明治11)年の「海外旅券規則」(外務省布達第一号)第3条によれば、「内地に於て右旅券受取間合之なきか又は海外に於て遺失したるかのときは其国在留の日本公使館又は領事館へ其趣を記載せる書面を出だし自身出願して願ひ受くべし。但其手数料として金式圓を納むべし。」とある。この法律で初めて「旅券」という用語が使われた。内閣官報局『法令全書』第13冊、1912、193～196頁。
- 37) 『長崎県統計書』(1912年)には、1900年までは朝鮮及び清国への渡航者数のデータが存在しているが、1901年以降は記録がない。『長崎県統計書』によると、1882(明治15)年の長崎県における旅券下付人員は760人、その内訳は釜山300人、ウラジオストク234人、上海186人であった。以降、朝鮮及び清国への旅券下付数が記載されている1900年までの間、この3地域への旅券下付者の割合はほぼ一定していた。また、木村(1988)によれば、1904年には韓国・清国への旅券の携帯義務がなくされている。木村健二「近代日本移民史における国家と民衆—移民保護法下の北米本土転航を中心に—」、歴史学研究582、1988、23～32頁。
- 38) ただし、同年の外務省通商局編纂の統計と当該資料の集計データに多少の差がある。外務省通商局のデータによれば、1906年の日本からロシアへの旅券下付者は5,853人、そのうち長崎県1,477人(全体の25%)、長崎県のうち男性1,029人(70%)、女性448人(30%)となっている。なお、このデータによるロシアへの女性全体の旅券下付数は945人であり、長崎県における旅券下付者はその約半数近くを占めていることになる。一方、ロシアへの都道府県別旅券下付数では、長崎に次いで多いのが北海道で1,035人

であるが、そのうち994人が男性である。外務省通商局編『旅券下付数及移民統計』、外務省通商局、1921、8～9頁。

- 39) 括弧付きの「移民」は、「移民保護規則」以降、法律によって定義された、法的カテゴリーとしての「移民」を指す。前掲6)。
- 40) 外務省通商局編『移民保護規則及施行細則 附録外務省告示第二号』、外務省、1894。
- 41) 外務省通商局『移民保護法及施行規則 附外務省告示第七号』、外務省、1896。
- 42) 「近来不良の徒各地を徘徊し甘言を以て海外の事情に疎き婦女を誘惑し遂に種々の方法に因りて海外に渡航せしめ渡航の後は正業に就かしむることを為さず、却て之を強迫して醜業を営ましめ若くは多少の金銭を貪

りて他人に交付する者あり。之が為めに海外に於て言うに忍びざるの困難に陥る婦女追々増加し、在外公館に於て救護を勉むと雖も或は遠隔の地に在りて其所在を知るに由なく困難に陥れる婦女も亦種々の障碍の為に其事情を出訴すること能わざるもの多し。依て此等誘惑渡航の途を杜絶し且つ婦女をして妄りに渡航を企図せしめざる様取計うべし。」内閣官報局『法令全書』第46冊、1912、5頁。

- 43) 外務省外交史料6.1.6.88「浦塩斯徳総領事館報告書」第3巻、1912。
- 44) 外務省外交史料4.2.2.27「本邦人不正業取締関係雑件」第1巻、1893。